

# 農業用施設への転用届出

農業用倉庫・農道・排水路等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2a(200㎡)未満であり、次の要件にあてはまる場合は農地転用許可が不要です。

耕作の事業を行うものが、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設又は自己の農地をその者の農作物育成もしくは養蓄の事業のための農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が2a未満であるときは、農地の転用の制限の例外農地法施行規則第29条第1号の規定があり、県知事による許可は必要ではなく、農業委員会への届出が必要となります。

必要書類	
農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書(様式第33号)	
土地の登記事項証明書(3か月以内に発行された全部事項証明書)	
公図の写し	※申請地を色枠で表示すること。
位置図・案内図	※申請地を色枠で表示すること。 ※概ね3,000分の1から25,000分の1の縮尺(住宅地図でも可)
利用計画図・配置図	
建物平面図・立面図	
その他 農業委員会が必要とする書類	

## ■注意事項

- 1 2a(200㎡)未満とは、建築する農業用施設の建築面積ではなく、建物を建築するために必要な土地面積です。
- 2 土地所有者が死亡している場合は、相続登記を完了してから届出てください。
- 3 届出の内容について、必ず地元の農業委員に説明しておいてください。
- 4 隣接農地、水利権者等の同意をもらってください。